

所得から差し引かれる金額

所得控除は、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くものです。

社会保険料控除

本人や生計を一にする配偶者、その他の親族が負担することになっている次の社会保険料を支払った場合に受けられる控除です。ただし、生計を一にする配偶者、その他の親族が給与や年金から天引きされている社会保険料は該当しません。前年中に支払った金額が控除額になります。

例)・国民健康保険税

- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料
- ・国民年金保険料等

小規模企業共済等掛金控除

本人が、小規模企業共済等掛金を支払った場合に受けられる控除です。ただし、生計を一にする親族の掛金は控除できません。前年中に支払った金額が控除額になります。範囲は以下の通りです。

- ①小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金
- ②確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金
- ③心身障害者扶養共済制度の掛金

生命保険料控除

生命保険契約等(一般の生命保険・個人年金保険・介護医療保険)にもとづいて、本人が保険料を支払った場合に受けられる控除です。新(旧)生命保険料、介護保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険料が発行する証明書に表示されています。

下記の算式より各保険料控除についてそれぞれ計算した合計額が控除額(限度額7万円)になります。

新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)		旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)	
支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
12,000円以下	支払金額	15,000円以下	支払金額
12,000円超32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	15,000円超40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
32,000円超56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	40,000円超70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
56,000円超	28,000円	70,000円以下	35,000円

地震保険料控除

損害保険契約等にもとづいて地震等損害部分の対象とした保険料を支払った場合に受けられる控除です。保険契約の区分は損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。下記の算式より各保険料控除についてそれぞれ計算した合計額が控除額になります。

区分	支払額	控除額
地震保険料	支払額の1/2 (限度額25,000円)	
旧長期損害保険料	5,000円以下	支払額
	5,000円超15,000円以下	支払額×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円

ひとり親・寡婦控除

本人の合計所得金額が500万以下の現に婚姻をしていない者（事実婚関係にある者を除く）で次の要件に該当する場合に受けられる控除です。ひとり親30万円、寡婦26万円が控除額になります。

(1)ひとり親控除

- ・他の者の扶養親族等でない生計を一にする子(総所得金額等が48万以下)を有する

(2)寡婦控除 (いずれかに該当)

- ・夫と死別した
- ・夫と離別後、合計所得金額が48万以下の扶養親族(子を除く)を有する

勤労学生控除

次の①～③のいずれかに該当する者で、合計所得金額が75万以下であり、かつその合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万以下の方が受けられる控除です。控除を受ける方は一定の証明書を添付してください(学生証の写しなど)。26万円が控除額になります。

- ①学校教育法1条に規定する学校の学生、生徒又は児童
- ②学校法人、専修学校、各種学校の生徒で、一定の課程を履修するもの
- ③認定職業訓練を受ける者で、一定の課程を履修するもの

障害者控除

本人や同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合に受けられる控除です。身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方は特別障害者に該当します。等級の確認ため、手帳を持参いただくかコピーを添付してください。普通障害者控除額は26万円

特別障害者控除額は30万円（特別障害者の扶養親族等が同居の場合は控除額に23万円を加算）

配偶者（特別）控除、同一生計配偶者

同一生計配偶者

次の①～④のいずれにも該当する方です。

- ①生計を一にする配偶者 ②青色事業専従者給与の支払いを受けていない
③白色申告者の事業専従者に該当しない ④合計所得金額が48万以下である

配偶者控除

同一生計配偶者のうち、本人の合計所得金額が1,000万以下の方が受けられる控除です。本人の合計所得金額によって控除額が異なりますので下記表を参照ください。

配偶者特別控除

本人の合計所得金額が1,000万以下で生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万超133万以下の方が受けられる控除です。本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額によって控除額が異なりますので下記表を参照ください。

(配偶者(特別)控除額表)

区分	配偶者の 合計所得金額		控除額			
			申告者本人の合計所得金額			
			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円以下 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者 控除	48万円以下	69歳以下	33万円	22万円	11万円	0万円
		70歳以上	38万円	26万円	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超95万円以下	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
		100万円超110万円以下	31万円	21万円	11万円	
		110万円超115万円以下	26万円	18万円	9万円	
		115万円超120万円以下	21万円	14万円	7万円	
		120万円超125万円以下	16万円	11万円	6万円	
		125万円超130万円以下	11万円	8万円	4万円	
		130万円超133万円以下	6万円	4万円	2万円	
	133万円超138万円以下	3万円	2万円	1万円		

扶養控除

生計を一にする扶養親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族など）の合計所得金額が48万以下の方が受けられる控除です。ただし、青色事業専従者給与の支払を受けている方または白色申告者の事業専従者に該当する方は控除対象外となります。

区分	扶養親族の該当者	控除額
年少扶養	0～15歳児	0円
一般扶養	16歳以上で下記以外の方	33万円
特定扶養	19歳～22歳の方	45万円
老人扶養	70歳以上の方	38万円
同居老親等	70歳以上で本人や配偶者の直系尊属で同居の方	45万円

※老人ホーム入所者は同居老親等に該当しない

基礎控除

本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の方が受けられる控除です。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

雑損控除

本人または本人と生計を一にする親族が、前年中に災害や盗難、横領により住宅・家財・衣類・現金等の資産に損害を受けた場合に受けられる控除です。なお、申告時には証明書類添付が必要です。次のいずれか多い金額が控除額になります。雑損控除を受ける場合は税務署での申告となります。

- (1) (損失の金額 - 保険金等により補てんされた額) - (総所得金額等の 10 パーセント)
- (2) (災害関連支出の金額 - 保険金等により補てんされた額) - 5 万円

医療費控除(または医療費控除の特例)

本人または生計を一にする配偶者やその親族に係る医療費や特定一般医療品等を支払った場合に受けられる控除です。下記のいずれかを選択し、算式により計算した金額が控除額となります。必ず明細書を作成いただきますようお願いします。

- (1) 医療費控除(控除限度額 200 万円)

病院等に支払った医療費がある場合

(病院に支払った医療費 - 保険等で補填された金額) - (総所得金額等の 5%か 10 万円のいずれか少ない方の金額)

- (2) 医療費控除の特例(控除限度額 8 万 8 千円)

健康の保持増進および疾病の予防への取組として一定の取組を行っている者で特定一般医療品等(スイッチ OTC 医薬品)の購入がある場合

(OTC 医薬品購入費 - 保険等で補填された金額) - 1 万 2 千円

村県民税から差し引かれる金額（税額控除）

寄付金控除

都道府県や市区町村（ふるさと納税）・住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社・沖縄県・北中城村が条例指定した団体へ寄付した場合に受けられる控除です。2,000 円以上の寄付をした場合、その超える部分が「その年の所得税」と「翌年度の村県民税」から寄付金控除されます。寄付金控除を受けるためには、寄付をした先が発行する「寄付を証する書類（領収書）」を添付し、確定申告をする必要があります。ただし、ふるさと納税ワンストップ特例制度を選択した場合は所得税の寄付金控除は適用されず、翌年度の村県民税から申告特例控除額が控除されます。控除額は、寄付額や所得額などによって変わります。

（例）控除対象額を基に、所得税、住民税(本則控除及び特例控除)ごとに控除額を算出し、寄付された方の税額から控除されます。それぞれの算出例は以下のとおりです。今回は分かりやすくするため復興特別所得税などを除いて計算しています。

寄付金（ふるさと納税）は 30,000 円で所得税の限界税率 10%の場合
※控除対象額は 30,000 円から 2,000 円を引いた 28,000 円になります。 ※限界税率は本人に課される所得税の税率のことです。所得が多ければその率も上がります。

	算出例	控除額の内訳
所得税の控除 ※寄付金は総所得金額の 40%が限度	控除対象額に本人の限界税率を乗じて得た額	28,000 円×10%= 2,800 円
住民税（本則控除） ※寄付金は総所得金額の 30%が限度	控除対象額の 10%（定率）	28,000 円×10%= 2,800 円
住民税（特例控除） ※特例控除額は調整控除後の所得割額の 20%が限度。 ※ふるさと納税対象団体のみ加算	90%から限界税率を引いた値を控除対象額に乗じて得た額	28,000 円×（90%- 10%）=22,400 円

上記の例を合算すると、所得税 2,800 円＋住民税(本則控除)2,800 円＋住民税(特例控除)22,400 円＝28,000 円となり、30,000 円の寄付をすると、28,000 円控除（減額）されることとなります。